

お客様各位

退去手続きについて

同封致しました解約通知書にご記入の上、郵送またはFAXにて早急に弊社までご返送下さい。
弊社に届き次第（FAX 到着日または消印日）、退去連絡を受理致します
※電話、口頭でのご通知は受け付けできませんのでご注意ください。

【 解約予告期間 】

- ・ 解約予告期間は契約書記載の期間となっております。
- ・ 弊社に解約通知書が到着し、解約予告期間が経過してからが最短の解約日となります。
- ・ 急な退去の場合でも解約の予告期間分の賃料が必要となります。

【 解約月賃料 】

- ・ 保証金、家賃の日割り分等の返金が発生した場合、退去後3ヶ月前後が返金日の目安となります。
- ・ 返金時の振込手数料は入居者様負担となります。

【 火災保険の解約 】

- ・ 弊社指定の火災保険にご加入中の方は、中途解約になる場合は月割りの返金となります。
- ・ 保険解約の連絡がない場合は返金出来かねます。

【 退去立会 】

- ・ 退去日には、ご入居者様と弊社（もしくは弊社指定の業者）で退去立会を行います。
- ・ 荷物を全て搬出した状態で確認させていただきます。
（ゴミ、残置物のある場合は、処分費用がかかります）
- ・ 電気、ガス等の設備も確認しますので、退去後の閉栓手続きをお願いします。

【 立会日時 】

- ・ 原則 10:00～17:00 迄でのご指定となります。
- ・ ご希望日時に立会できない場合もございますので、決まり次第早急にご連絡ください。
- ・ 一度通知された退去日は変更できませんので、ご注意ください。



〒460-0008 名古屋市中区栄 1-30-15 TEL (052) 212-0717 FAX (052) 220-7768

不動産事業部

（営業日：平日 9:00～18:00 土日祝定休）

FAX送付先：052-220-7768

解約通知書

(必ず全てご記入ください)

(解約日)	令和_____年_____月_____日
(立会日)	令和_____年_____月_____日 _____:_____~
立会時間は10:00~17:00となります。	
(一度ご通知いただいた解約日・立会日の変更はできません)	

私は解約日までに賃貸物件を原状回復のうえ明渡すことを確約致します。万一明渡が遅延した場合は、理由の如何を問わず、それにより貸主に生じた損害を賠償致します。



(契約者名)

・契約者名がご法人様(法人契約)の場合は、ご担当部門・ご担当者様をご記入ください。

	担当部署	担当者様名
(物件名・号室)		号室
(駐車場契約)	有・無 ※有の場合	No.
(転居先住所)	〒	

・転居先が未定の場合は、勤務先・携帯電話等必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

(連絡先)

TEL - -

・契約者名がご法人様(法人契約)の場合は、退去立会される方の連絡先をご記入ください。

(連絡先)

TEL - -

(メールアドレス)

【敷金返金口座】 保証金・家賃等が返金になった場合、必要になります。
間違いのないよう、正確にご記入ください。

銀行名		支店名	
普・当	No.	名義 (カタカナ)	

(退去理由)

注意事項

- * 保証金・家賃等の返金には2ヶ月以上かかります。振込手数料は入居者様負担となります。
- * 解約通知書到着後、弊社よりメールで確認の連絡をいれさせていただきます。
- * 解約日は本書が到着した日から起算させていただきます。

◆◆◆◆◆「解約通知書」送付先◆◆◆◆◆

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目30番15号

株式会社 荘苑 不動産事業部

☎052-212-0717

営業時間 9:00~18:00 定休日 土曜日、日曜日、祝日